



# 新規就農しました!



## 農業委員会だより

編集 農業委員会広報部会

第55号



やまざき あきひろ  
山崎 晃拓さん  
(宇木三)

山崎晃拓君のご紹介です。  
就農される前は、県外のIT系企業で技術職を  
されていた。この度、お子様の小学校への入  
学やご両親・ご自身の年齢なども考え、就農され  
ました。  
りんごとぶどうの栽培をされています。「分か  
らないことばかりで、毎日作物に振り回されてい  
る」といつて笑っていました。早く仕事を覚えて、  
農家でも週1日はコンスタントに休みを取れるよ  
うに、計画を立てながら農作業を進められるよう  
になりたいと笑顔で話してくれました。  
宇木の就農者がまた1名増えました。さわやか  
な笑顔で、地域の担い手として頑張ってもらいた  
いです。

(小坂基宜 推進委員)



### 全国農業新聞を購読してみませんか

(月4回金曜日発行 購読料：月700円〔送料、税込み〕)

全国農業新聞は経営に役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。  
お申し込みは農業委員会事務局まで。

## 平成27年～29年 山ノ内町の農地賃借料情報

項目	総計	10aあたり 平均賃料	10aあたり 最高賃料	10aあたり 最低賃料	データ数 (筆数)	総面積 (㎡)
山ノ内町 平均		9,600円			238	560,118
1 田	水 稲	8,200円	20,000円	1,500円	16	
2 畑	野 菜	7,000円	20,100円	1,500円	8	
3	そば	1,600円	5,000円	700円	14	
4	りんご	11,700円	36,000円	3,000円 *3参照	95	
5	ぶどう	11,700円			38	
6	もも	14,700円			21	
7	その他果樹 (プラム・ブルーベリー等)	7,400円			17	
8	他 作 物	7,700円	30,300円	1,000円	4	

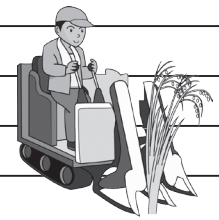


- \*1 金額算出結果を四捨五入し、100円単位としている。
- \*2 各項目の平均賃料は四捨五入前の数値をデータ数で加重平均した値である。
- \*3 樹園地の最低賃料は、新植、改植が必要な農地の金額です。
- \*4 標準賃借料はあくまで基準(目安)であり、農地の面積、形状、傾斜度、耕作作業条件及び生産調整などの実情を考慮して、当事者間により賃借料金を決定することができます。

# 平成30年度 山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金表

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

	作業の種類	金額(円)	単 位	備 考
稲作	一般作業	795	時間当り	(注1)
野菜・果樹	剪定作業	1,500	〃	接木、間伐作業を含む。機械、燃料は別途
	技術作業	1,500	〃	棚、ハウス
	一般作業	795	〃	(注1)
きのこ	一般作業	795	〃	(注1)
機 械 作 業	耕起作業	6,320	10アール当り	ロータリー 15cm 耕起 (注2) 畑耕起も同額
	荒代作業	7,500	〃	(注2)
	植代作業	8,530	〃	(注2)
	田植機作業	8,690	〃	運転手・燃料付、苗運搬は別 (注2)
	刈取作業(バインダー)	11,310	〃	運転手・燃料・結束ひも付 (注2)
	脱穀作業(ハーベスター)	11,310	〃	運転手・燃料付 (注2)
	収穫作業(コンバイン)	21,060	〃	自脱式コンバイン 運転手・燃料付 運搬料は別途 (注2)
	もみ乾燥	1,100	1俵当り	水分 15%の場合
	もみ摺り作業	850	1俵当り	調整包装の場合 20%増
	バックホー運転作業	1,500	時間当り	オペレーター代
	SS運転作業	1,500	〃	オペレーター代
	SS防除作業	4,370	成木10アール当り1回	運転手・燃料付、薬剤・補助者別途
	草刈り作業(ビパー)	1,450	時間当り	草刈機使用、燃料代込み。(注3)
	草刈り作業(乗用)	3,800	時間当り	草刈機使用、燃料代及び運搬費込み。(注3)



※上記労賃・料金はあくまで基準(目安)であり、作業条件など実情を考慮して当事者間により決定することができます。

※(注1) 長野労働局の定めにより、平成29年10月1日に長野県の最低賃金が795円/時間になりました。

なお、平成30年10月1日に最低賃金の見直しが行われる予定です。

※(注2) ほ場により、20%以内で増減することができます。 ※(注3) ただし、地形を考慮し増減することが出来る。

## おとがき

今年の気象は例年に比べ、何かと異常であると感じるのは私だけでしょか？

例えば、長野県の梅雨明けが6月であり、梅雨明けした途端、先月の始めの西日本豪雨災害がありました。その後は連日の猛暑の上、この辺りには三週間程度雨が降らないという天候が続きました。極めつけはなんと、台風が逆走して東から日本に上陸するという異例な出来事もありました。

農業はこのような気象・天候に左右され、農作物にも影響があったりします。そして、地球温暖化が進んでいるとのことですが、農作業を行っている方々、それ以外の皆様も、くれぐれも体調には十分気を付けてお過ごしください。心から願っております。

(山本光一 委員)

## 農業委員会可決案件数

		5月	6月	7月
農地法 第3条	売 買	1	2	3
	賃 借			
	贈 与	1		
農地法 第5条	賃 借			
	使用貸借		1	1
	売 買		1	
農業経営 基盤強化 促進法 第18条 第1項	賃 借	17	12	7
	使用貸借	2	1	
	売 買			

ご意見・ご感想をお寄せください 農業委員会事務局 TEL33 - 3112 FAX33 - 1104 有線 :2060